

習志野市上下水道耐震化計画

習志野市企業局
策 定 令和 7 年 1 月

1 目標¹

本市の水道をとりまく環境は、JR総武線より南側を千葉県企業局が、JR総武線より北側の習志野市域と船橋市三山全域、習志野及び田喜野井の一部を習志野市企業局が給水区域とし、習志野市企業局はこれまで上水道管路の地震対策として、災害時に最も重要な給水拠点となる施設に接続する上水道管路について、令和2年度から令和11年度までの10年間で耐震化する計画を推進してきました。

また、下水道事業は市域全域を対象に、ポンプ場や処理場に直結する幹線管路や河川・軌道等を横断する管路で地震被害によって二次災害を誘発するおそれがある重要な幹線等の耐震化を、平成27年度から令和6年度までの10年間で実施する計画を推進してきました。

しかしながら、令和6年1月1日に発生した能登半島地震で、上水道システムと下水道システムの急所となる施設の耐震化が未実施であったこと等によって復旧が長期化したことから、それら急所施設と避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の機能を一体的に確保することが、災害時における水の使用を従前どおり可能とするためには重要です。

このことを踏まえ、避難対策上重要な拠点となる避難所等、災害医療上重要な機関となる医療機関及び災害対応上重要な拠点となる施設を「重要施設」と位置付け、それら施設に接続する上下水道管路と急所施設の耐震化を計画的・重点的に推進するため、現在運用している耐震化計画を引き継ぎ、「習志野市上下水道耐震化計画」を策定しました。

上水道施設については、対策が必要な急所施設は令和20年度までを目標に、対策が必要な避難所等の重要施設に接続する上水道管路等については令和25年度までを目標に耐震化を実施します。

下水道施設については、対策が必要な急所施設（下水処理場）は、汚水処理の広域化を推進していることから、千葉県や関係市町との協議・調整により広域化の詳細が決まり次第、耐震化目標を検討します。対策が必要な避難所等の重要施設に接続する下水道管路は令和40年度までを目標に、同管路の途中にあるポンプ場のうち秋津汚水中継ポンプ場は令和42年度までを目標に、袖ヶ浦汚水中継ポンプ場は令和56年度までを目標に耐震化を実施します。

なお、現時点で耐震性が不明な施設については、耐震診断等を実施し耐震性を判断した後、耐震化目標を検討します。

2 計画期間

令和7年4月～令和12年3月

¹ 目標は、水道事業者等と下水道管理者が相互に調整を行い、記載する。計画期間内に全ての対象施設で対策を実施することが困難な場合には、計画期間内に対策を実施する施設の選定方針や、計画期間外を含め全ての対象施設における対策実施時期の目安等についても記載する。

3 下水道処理区域内における避難所等の重要施設²の設定

(1) 習志野市域における重要施設

区分	下水道処理区域内における避難所等の重要施設	
	施設数	施設名称
対象全施設数	65	津田沼小学校、大久保小学校、谷津小学校、鷺沼小学校、実籾小学校、大久保東小学校、袖ヶ浦西小学校、東習志野小学校、袖ヶ浦東小学校、屋敷小学校、藤崎小学校、実花小学校、向山小学校、秋津小学校、香澄小学校、谷津南小学校、第一中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校、第五中学校、第六中学校、第七中学校、習志野高等学校、東部体育館、県立津田沼高等学校、県立実籾高等学校、菊田公民館、中央公民館（プラッツ習志野内）、実花公民館、袖ヶ浦公民館、谷津公民館、新習志野公民館、谷津コミュニティセンター、東習志野コミュニティセンター、ふじさきふれあいセンター、地域交流プラザブレーメン習志野、特別養護老人ホーム習志野偕生園、特別養護老人ホームマイホーム習志野、セイワ習志野介護老人福祉施設、介護老人保健施設ケアセンター習志野、ゆいまーる習志野介護老人福祉施設、サテライト型小規模介護老人保健施設あつとほ一む習志野、養護老人ホーム白鷺園、老人福祉センターさくらの家地域福祉センターいずみの家、東部保健福祉センター、特別養護老人ホーム玲光苑習志野ローズ館、障害福祉サービス事業所あきつ園、障害福祉サービス事業所花の実園、障害福祉サービス事業所あかね園、障害福祉サービス事業所希望の虹レインボー学園、認知症高齢者グループホームあかしや、特別養護老人ホームサンクレール谷津、特別養護老人ホームかがやきの郷福楽園、保健会館、千葉県済生会習志野病院、習志野第一病院、津田沼中央総合病院、谷津保健病院、津田沼医院、習志野市役所、中央消防署、習志野警察署、習志野保健所（習志野健康福祉センター）、日本大学生産工学部津田沼キャンパス ※習志野市地域防災計画に記載されている順番に基づき記載。
上下水道管路等の耐震性能確保済み ³ の施設数 （令和5年度末時点）	—	—
上下水道管路等の耐震性能確保の目標施設数 ⁴ （令和11年度末迄）	—	—

※「耐震性能確保済みの施設数」「耐震性能確保の目標施設数」は、千葉県企業局の給水区域における重要施設について千葉県企業局と調整中であるため、現時点では「—」表記としている。

² 下水道処理区域内において地域防災計画等で定められている避難所や医療機関等、災害時に上下水道機能の確保が必要な重要施設をいう（緊急点検時における「特に重要な施設」と同じ定義）。

³ 重要施設に接続する水道管路（配水本管・配水支管、配水池～避難所等の重要施設）と下水道管路（避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路及びその途中にあるポンプ場）の双方の耐震機能を確保することをいう。

⁴ 耐震性能確保済みの施設数（令和5年度末時点）を含め、令和●年度末迄（計画期間は5年程度）に目標とする施設数をいう。

(2) 習志野市企業局が所管する重要施設(水道事業)

区分	下水道処理区域内における避難所等の重要施設(水道事業)	
	施設数	施設名称
対象全施設数	37	大久保小学校、実籾小学校、大久保東小学校、東習志野小学校、屋敷小学校、藤崎小学校、実花小学校、第二中学校、第四中学校、第五中学校、第六中学校、習志野高等学校、東部体育館、県立実籾高等学校、中央公民館(プラッツ習志野内)、実花公民館、東習志野コミュニティセンター、ふじさきふれあいセンター、地域交流プラザブレイメン習志野、特別養護老人ホーム習志野偕生園、特別養護老人ホームマイホーム習志野、サテライト型小規模介護老人保健施設あつとほ一む習志野、東部保健福祉センター、障害福祉サービス事業所希望の虹レインボー学園、認知症高齢者グループホームあかしや、特別養護老人ホームかがやきの郷福楽園、千葉県済生会習志野病院、津田沼医院、習志野警察署、習志野保健所(習志野健康福祉センター)、日本大学生産工学部津田沼キャンパス、船橋市立三山小学校、船橋市立三山東小学校、船橋市立三山中学校、東邦大学習志野キャンパス、船橋市三山市民センター、特別養護老人ホーム三山園 ※習志野市地域防災計画及び船橋市地域防災計画に記載されている順番に基づき記載。
上水道管路等の耐震性能確保済み ⁵ の施設数 (令和5年度末時点)	1	日本大学生産工学部津田沼キャンパス
上水道管路等の耐震性能確保の目標施設数 ⁶ (令和11年度末迄)	6	第二中学校、第五中学校、千葉県済生会習志野病院、津田沼医院、日本大学生産工学部津田沼キャンパス、東邦大学習志野キャンパス

⁵ 重要施設に接続する水道管路(配水本管・配水支管、配水池～避難所等の重要施設)と下水道管路(避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路及びその途中にあるポンプ場)の双方の耐震機能を確保することをいう。

⁶ 耐震性能確保済みの施設数(令和5年度末時点)を含め、令和●年度末迄(計画期間は5年程度)に目標とする施設数をいう。

(3) 習志野市企業局が所管する重要施設(下水道事業)

区分	下水道処理区域内における避難所等の重要施設(下水道事業)	
	施設数	施設名称
対象全施設数	65	津田沼小学校、大久保小学校、谷津小学校、鷺沼小学校、実籾小学校、大久保東小学校、袖ヶ浦西小学校、東習志野小学校、袖ヶ浦東小学校、屋敷小学校、藤崎小学校、実花小学校、向山小学校、秋津小学校、香澄小学校、谷津南小学校、第一中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校、第五中学校、第六中学校、第七中学校、習志野高等学校、東部体育館、県立津田沼高等学校、県立実籾高等学校、菊田公民館、中央公民館(プラッツ習志野内)、実花公民館、袖ヶ浦公民館、谷津公民館、新習志野公民館、谷津コミュニティセンター、東習志野コミュニティセンター、ふじさきふれあいセンター、地域交流プラザブレイメン習志野、特別養護老人ホーム習志野偕生園、特別養護老人ホームマイホーム習志野、セイワ習志野介護老人福祉施設、介護老人保健施設ケアセンター習志野、ゆいまーる習志野介護老人福祉施設、サテライト型小規模介護老人保健施設あつとほーむ習志野、養護老人ホーム白鷺園、老人福祉センターさくらの家地域福祉センターいずみの家、東部保健福祉センター、特別養護老人ホーム玲光苑習志野ローズ館、障害福祉サービス事業所あきつ園、障害福祉サービス事業所花の実園、障害福祉サービス事業所あかね園、障害福祉サービス事業所希望の虹レインボー学園、認知症高齢者グループホームあかしや、特別養護老人ホームサンクレール谷津、特別養護老人ホームかがやきの郷福楽園、保健会館、千葉県済生会習志野病院、習志野第一病院、津田沼中央総合病院、谷津保健病院、津田沼医院、習志野市役所、中央消防署、習志野警察署、習志野保健所(習志野健康福祉センター)、日本大学生産工学部津田沼キャンパス ※習志野市地域防災計画に記載されている順番に基づき記載。
下水道管路等の耐震性能確保済み ⁷ の施設数 (令和5年度末時点)	33	津田沼小学校、谷津小学校、鷺沼小学校、袖ヶ浦西小学校、袖ヶ浦東小学校、屋敷小学校、向山小学校、秋津小学校、香澄小学校、谷津南小学校、第一中学校、第三中学校、第六中学校、第七中学校、県立津田沼高等学校、県立実籾高等学校、中央公民館(プラッツ習志野内)、袖ヶ浦公民館、谷津公民館、新習志野公民館、谷津コミュニティセンター、特別養護老人ホームマイホーム習志野、セイワ習志野介護老人福祉施設、介護老人保健施設ケアセンター習志野、ゆいまーる習志野介護老人福祉施設、養護老人ホーム白鷺園、老人福祉センターさくらの家地域福祉センターいずみの家、特別養護老人ホーム玲光苑習志野ローズ館、障害福祉サービス事業所あきつ園、障害福祉サービス事業所花の実園、特別養護老人ホームサンクレール谷津、谷津保健病院、習志野保健所(習志野健康福祉センター)

⁷ 重要施設に接続する水道管路(配水本管・配水支管、配水池～避難所等の重要施設)と下水道管路(避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路及びその途中にあるポンプ場)の双方の耐震機能を確保することをいう。

下水道管路等の耐震性能確保の目標施設数 ⁸ (令和11年度末迄)	48	津田沼小学校、谷津小学校、鷺沼小学校、実籾小学校、大久保東小学校、袖ヶ浦西小学校、東習志野小学校、袖ヶ浦東小学校、屋敷小学校、実花小学校、向山小学校、秋津小学校、香澄小学校、谷津南小学校、第一中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校、第六中学校、第七中学校、習志野高等学校、東部体育館、県立津田沼高等学校、県立実籾高等学校、中央公民館(プラッツ習志野内)、実花公民館、袖ヶ浦公民館、谷津公民館、新習志野公民館、谷津コミュニティセンター、東習志野コミュニティセンター、地域交流プラザブレイメン習志野、特別養護老人ホーム習志野偕生園、特別養護老人ホームマイホーム習志野、セイワ習志野介護老人福祉施設、介護老人保健施設ケアセンター習志野、ゆいまーる習志野介護老人福祉施設、サテライト型小規模介護老人保健施設あつとほーむ習志野、養護老人ホーム白鷺園、老人福祉センターさくらの家地域福祉センターいずみの家、特別養護老人ホーム玲光苑習志野ローズ館、障害福祉サービス事業所あきつ園、障害福祉サービス事業所花の実園、認知症高齢者グループホームあかしや、特別養護老人ホームサンクレール谷津、特別養護老人ホームかがやきの郷福楽園、谷津保健病院、習志野保健所(習志野健康福祉センター)
--	----	--

4 下水道処理区域外における避難所等の重要施設⁹の設定¹⁰

区分	下水道処理区域外における避難所等の重要施設	
	施設数	施設名称
対象全施設数	—	—
水道管路の耐震性能確保済み ¹¹ の施設数 (令和5年度末時点)	—	—
水道管路の耐震性能確保の目標施設数 (令和11年度末迄)	—	—

⁸ 耐震性能確保済みの施設数(令和5年度末時点)を含め、令和●年度末迄(計画期間は5年程度)に目標とする施設数をいう。

⁹ 下水道処理区域外において地域防災計画等で定められている避難所や医療機関等、災害時に水道機能の確保が必要な重要施設をいう。

¹⁰ 水道事業者等が汚水処理施設の管理者等と調整を行い、汚水処理施設に関する耐震化の状況や計画等を確認した上で設定するものとする。

¹¹ 重要施設に接続する水道管路(配水本管・配水支管、配水池～避難所等の重要施設)の耐震機能を確保することをいう。

5 水道システムの急所施設の耐震化(水道事業)

(1) 取水施設

	箇所数(箇所)	施設能力(m ³ /日)	耐震化率(%) ¹²
対象全取水施設	2	2,700	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	—	—	—
耐震化目標(令和11年度末迄)	1	1,000	37.0

※対象施設のうち1箇所は耐震診断を実施していないため耐震性能を有するか不明だが、令和11年度の取水施設1箇所の更新に合わせて耐震性を判断する。

(2) 導水施設(導水管)

	管路延長(m)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
対象全導水管(令和5年度末時点)	797	0	814	1,611	49.5	49.5
耐震化目標(令和11年度末迄)	797	0	814	1,611	49.5	49.5

(3) 浄水施設

	箇所数(箇所)	施設能力(m ³ /日)	耐震化率(%) ¹³
対象全浄水施設	1	15,000	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	—	—	—
耐震化目標(令和11年度末迄)	—	—	—

※対象施設のうち1箇所は耐震診断を実施していないため耐震性能を有するか不明だが、令和13年度に更新する。

(4) 送水施設(送水管)

	管路延長(m)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
対象全送水管(令和5年度末時点)	715	2,853	0	3,568	20.0	100.0
耐震化目標(令和11年度末迄)	715	2,853	0	3,568	20.0	100.0

¹² 取水施設の耐震化率＝耐震対策の施された取水施設能力÷対象全取水施設能力

¹³ 浄水施設の耐震化率＝耐震対策の施された浄水施設能力÷対象全浄水施設能力

(5) 配水施設(配水池(配水塔含む)及び浄水池)

	箇所数(箇所)	有効容量(m ³)	耐震化率(%) ¹⁴
対象全配水施設	8	21,645	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	7	21,145	97.7
耐震化目標(令和11年度末迄)	7	21,145	97.7

※対象施設のうち1箇所は耐震診断を実施していないため耐震性能を有するか不明であることから、早期に耐震診断を実施し、耐震性能を有しないと判断される場合、令和20年度までを目標に耐震化を実施する。

(6) ポンプ所(取水、導水、送水及び配水ポンプ所)

		箇所数(箇所)	施設能力(m ³ /日)	耐震化率(%) ¹⁵
令和5年度末時点	対象全ポンプ所	3	48,000	
	耐震対策実施済み	3	48,000	100.0
令和11年度末迄	対象全ポンプ所	3	60,800	
	耐震化目標	3	60,800	100.0

※令和7年度にポンプ所1箇所の機能を移行することから、令和5年度末と令和11年度末における施設能力は異なる。

6 避難所等の重要施設¹⁶に接続する水道管路の耐震化(水道事業)

配水池～避難所等の重要施設までの水道管路(配水本管+配水支管)

(1) 下水道処理区域内における避難所等の重要施設

	管路延長(m)				耐震化指標	
	耐震管延長	耐震適合管延長 (耐震管除く)	耐震適合管以外	計	耐震管率(%)	耐震適合率(%)
避難所等の重要な施設に接続する配水管(令和5年度末時点)	3,886	2,717	11,738	18,341	21.2	36.0
配水本管	1,750	440	1,456	3,646	48.0	60.1
配水支管	2,136	2,277	10,282	14,695	14.5	30.0
耐震化目標(令和11年度末迄)	6,616	2,705	9,070	18,391	36.0	50.7

(2) 下水道処理区域外における避難所等の重要施設

	管路延長(m)				耐震化指標	
	耐震管延長	耐震適合管延長 (耐震管除く)	耐震適合管以外	計	耐震管率(%)	耐震適合率(%)
避難所等の重要な施設に接続する配水管(令和5年度末時点)	—	—	—	—	—	—
配水本管	—	—	—	—	—	—
配水支管	—	—	—	—	—	—
耐震化目標(令和11年度末迄)	—	—	—	—	—	—

¹⁴ 配水池の耐震化率＝耐震対策の施された配水池有効容量÷対象全配水池有効容量

¹⁵ ポンプ所の耐震化率＝耐震対策の施されたポンプ所能力÷対象全ポンプ所能力

¹⁶ 下水道処理区域外における避難所等の重要施設も含む

7 下水道システムの急所施設¹⁷の耐震化

(1) 下水処理場(揚水、沈殿、消毒機能に係る施設に限る)

	揚水施設		沈殿施設		消毒施設		揚水、沈殿、消毒機能に係る全ての施設 ¹⁸	
	上記施設を有する処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)	上記施設を有する処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)	上記施設を有する処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)	処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)
対象全箇所数	0		0		0		1	
耐震性能確保済みの箇所数 (令和5年度末時点)	—	—	—	—	—	—	—	—
耐震性能確保の目標箇所数 (令和11年度末迄)	—	—	—	—	—	—	—	—

※対象施設のうち 1 箇所は耐震診断を実施していないため耐震性能を有するか不明だが、千葉県や関係市町との協議・調整により広域化の詳細が決まり次第、耐震化目標を検討する。

(2) 下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路¹⁹

	管路延長(m)	耐震化率(%)
対象全延長	2,485	
耐震性能確保済みの延長(令和5年度末時点)	2,485	100.0
耐震性能確保の目標延長(令和11年度末迄)	2,485	100.0

(3) 下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までのポンプ場²⁰

	ポンプ場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)
対象全箇所数	0	
耐震性能確保済みの箇所数(令和5年度末時点)	—	—
耐震性能確保の目標箇所数(令和11年度末迄)	—	—

¹⁷ 下水処理場並びに下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路及びポンプ場をいう。なお、流域下水道の下水道管路及びポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。

¹⁸ 当該列において、「対象全箇所数」には、揚水、沈殿、消毒施設のいずれかを有する対象の処理場の箇所数を記入する。「耐震性能確保済みの箇所数(令和5年度末時点)」及び「耐震性能確保の目標箇所数(令和●年度末迄)」には、このうち、揚水、沈殿、消毒施設の全てで耐震性能を確保した処理場の箇所数等を記入する。その際、揚水、沈殿、消毒施設のいずれかを持たない処理場について、存在しない施設は耐震性能確保済みとカウントする。(例:揚水施設を持たない処理場について、沈殿、消毒施設が耐震性能確保済みであれば、カウントする。)

¹⁹ 流域下水道の下水道管路については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。

²⁰ 流域下水道のポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。

8 避難所等の重要施設に接続する下水道管路等の耐震化

(1) 避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路

	管路延長(m)	耐震化率(%)
対象全延長	39,852	
耐震性能確保済みの延長(令和5年度末時点)	38,414	96.4
耐震性能確保の目標延長(令和11年度末迄)	38,982	97.8

(2) 避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の途中にあるポンプ場²¹の箇所数

	ポンプ場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)
対象全箇所数	2	
耐震性能確保済みの箇所数(令和5年度末時点)	—	—
耐震性能確保の目標箇所数(令和11年度末迄)	—	—

※対象施設のうち2箇所は耐震診断を実施していないため耐震性能を有するか不明だが、1箇所については令和42年度までを目標に、1箇所については令和56年度までを目標に耐震化を実施する。

以上

²¹ 最終合流地点にあるポンプ場は含まない。